

## 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について

### 1 検査の背景

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等への対応の経緯

政府は、令和2年1月、新型コロナウイルス感染症について、我が国内で感染が拡大している状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ弾力的に推進するために「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなどして、緊急対応策等を決定し、これらの緊急対応策等において、雇用対策の中心として雇用調整助成金が位置付けられ、助成率を引き上げたり、従前は対象とされていなかった雇用保険被保険者以外の労働者についても措置の対象に加えたりなどすることとされた。また、2年6月の「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」(以下「臨時特例法」)の制定等により、雇用調整助成金の上限額を引き上げることなどとされるとともに、厚生労働省は、休業しているながら休業手当が支給されない労働者を救済するために労働者への直接給付が可能となる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(以下「休業支援金」)及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援給付金(以下「休業給付金」)の制度を創設した(休業支援金と休業給付金とを合わせて「休業支援金・給付金」)。

#### (2) 雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例の概要

雇用調整助成金は、雇用保険法等に基づき、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業又は教育訓練(以下「休業等」)を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」)に相当する額を対象として助成を行うなどするものである。休業等を行った事業主に対する雇用調整助成金の支給額については、事業主が支払った休業手当の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額(この方法により算定された額を「休業手当相当額」)を対象として、これに助成率等を乗じた額となっている。雇用調整助成金の支給に当たっては、各種の要件等が定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、特例として要件が緩和されるなどしている(この特例を「コロナ特例」)。そして、雇用保険被保険者以外の労働者についても措置の対象とするために、同省は、2年4月に緊急雇用安定助成金の制度を創設した(雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金とを合わせて「雇用調整助成金等」)。

### 2 検査の着眼点等

本院は、雇用調整助成金等及び休業支援金・給付金について、支給状況はどのようになっているか、支給は迅速かつ適切に行われているか、申請に係るシステムは適切に構築され、運用されているかなどに着眼して、2年度以降に支給された雇用調整助成金等及び休業支援金・給付金(注1)を対象として、厚生労働本省及び8労働局から説明や資料の提出を受けるなどして検査した。また、8労働局管内の49事業主における休業や休業手当の支払等の状況について、27事業主において、雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所に直接赴いて説明や関係資料の提示を受けるなどして会計実地検査を行うとともに、22事業主(注1)については、労働局から支給申請書類及び添付書類の提出を受けるなどして検査した。さらに、8労働局管内の67事業主における雇用調整助成金に係る支給額の算定方法等について、労働局から支給申請書類及び添付書類の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 8労働局 茨城、栃木、群馬、埼玉、滋賀、兵庫、和歌山、岡山各労働局

(注2) 8労働局 茨城、栃木、東京、神奈川、滋賀、京都、奈良、岡山各労働局

### 3 検査の状況

#### (1) 雇用調整助成金等の支給状況等

2年度の雇用調整助成金の支給状況をみると、2,284,982件の支給決定が行われていて、歳出予算現額3兆6382億3668万円(うち予備費550億円)に対する支出済歳出額は2兆9797億6947万円(執行率81.9%)となっていた。また、緊急雇用安定助成金については、2年度には682,419件の支給決定

が行われていて、歳出予算現額3630億8110万円(うち予備費903億8537万円)に対する支出済歳出額は2106億7243万円(執行率58.0%)となっていた。

2年度の休業支援金の支給状況をみると、320,304件の支給決定が行われていて、歳出予算現額425億円に対する支出済歳出額は296億5010万円(執行率69.7%)となっており、休業給付金については、818,336件の支給決定が行われていて、歳出予算現額1093億0768万円(うち予備費294億1775万円)に対する支出済歳出額は588億5607万円(執行率53.8%)となっていた。

## (2) 雇用調整助成金等の支給に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録の状況

労働局は、雇用調整助成金の支給決定に当たり、通常、ハローワークシステムの助成金システムに備えられている雇用調整助成金機能を用いて支給申請に係る情報を入力している。しかし、雇用調整助成金機能を用いる場合には入力を要する項目が多いことから、コロナ特例の下において、雇用調整助成金の支給を迅速に行うために、同本省は、労働局に対して、相対的に入力項目の少ない、ハローワークシステムの一般助成金機能を用いて支給申請に係る情報の入力を行うことも認めていた。一方で、同省は、多額の財政支出を行って実施した雇用調整助成金等の在り方等の検討を行うためには、雇用調整助成金等の支給申請に係る情報について、ハローワークシステムの助成金システムに備えられている雇用調整助成金機能を用いて入力しておく必要があると判断した。そして、同省は、雇用調整助成金機能を用いた遡及登録を可能にするためのハローワークシステムの改修を、3年3月31日に完了していた。しかし、同省は、本院の検査時点(3年7月)において、追加された機能の活用見込みや改修の目的である遡及登録の完了見込みを得るには至っていなかった。したがって、同省においては、今後、雇用調整助成金等の支給に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録を実施する場合には、費用や期間等を勘案の上、適切に計画を立案して実施することが肝要である。

## (3) 雇用調整助成金等に係る不正受給の状況等

同省によれば、2年4月から3年3月までの間に、47件の雇用調整助成金等に関する不正受給(不正受給額計3億0010万円(雇用調整助成金2億7042万円、緊急雇用安定助成金2967万円))が判明して、返還の措置を講じたとしている。コロナ特例に係る雇用調整助成金等については、申請書類の簡素化が行われるなどしており、不正受給等に対応するためには事後確認が重要である。一方、同省による事後確認は、本院の検査時点においては、まだ本格的に実施される段階に至っていない。

そこで、本院は、今後、同省が事業所調査等による事後確認を実施する場合に留意すべきリスクの所在等について確認するために、事業主がどのように休業等や休業手当の支払を行ったかなどについて、8労働局管内の49事業主を検査した。

### (ア) 雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなど、事実と異なる雇用調整助成金等の支給申請を行うなどして、雇用調整助成金等を不正に受給していたもの

4労働局管内の5事業主において、雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなどして雇用調整助成金等計9673万円を不正に受給している事態が見受けられた。労働局においては、緊急雇用安定助成金については、対象となる雇用保険被保険者以外の労働者に関する情報を同省が管理していないことから、雇用関係がない者を雇用関係があるとすることにより雇用調整助成金等を不正に受給しても、そのことが露見しないのではないかという誤った認識を不正行為者に生じさせて、必要な書類を偽造するなどして不正な支給申請を行うリスクが相対的に高い状況となっていることなどに留意して、事後確認を行うことが肝要である。

### (イ) 二重に申請を行って二重に受給していたもの

1労働局において、事業主が同一期間に同一の労働者が行った休業等について、郵送と雇用調整助成金等オンライン受付システムの両方を用いて二重に支給申請を行っていたのに対して、それぞれの支給申請に対して重複して雇用調整助成金等の支給を行っていた事態が見受けられた。支給の迅速化のためシステムへの入力項目が限定されていることもあり、このような事態の確認をシステム上で行うことは困難であるなどの状況にあることを認識した上で、労働局に

おいては、今後の事後確認を行うことが肝要である。

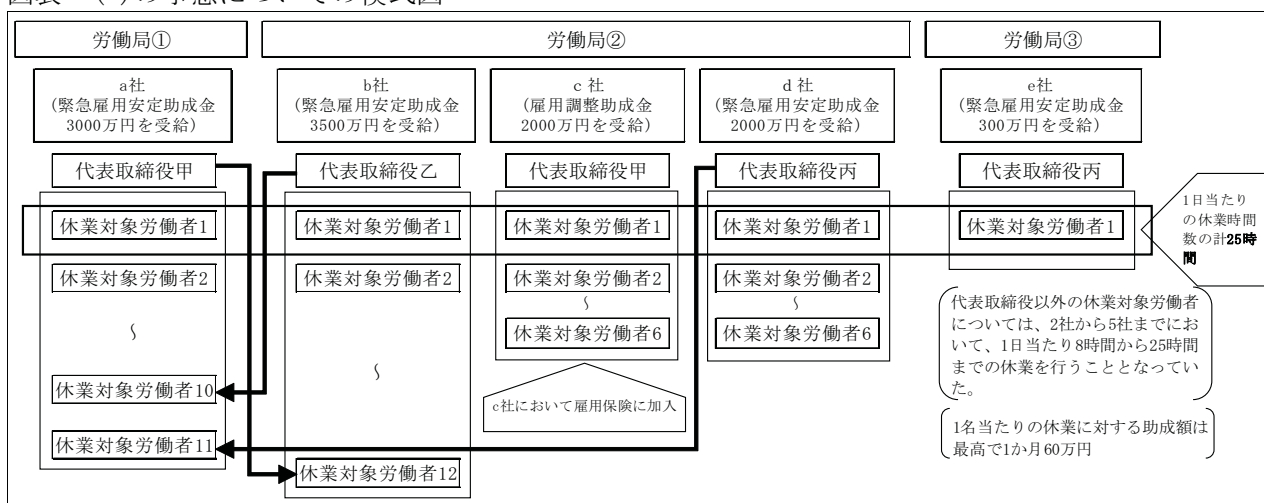
- (ウ) 労働者の教育訓練の実施状況を正確に反映していない出勤簿に基づくなどして申請を行い、雇用調整助成金を受給していたもの

1事業主において、教育訓練の実施日数延べ30,041人日について、受講者本人が作成した受講レポートによりその実施状況を確認したところ、教育訓練を実施したとしていた日に教育訓練を実施せずに出勤していたり、有給休暇を取得していたりするなど、教育訓練の実施日数延べ30,041人日(雇用調整助成金相当額4億1171万円)のうち、延べ6,158人日分(雇用調整助成金相当額8439万円)について、支給申請の内容と確認書類とが適合していなかった。労働局においては、支給申請書の内容とこれらの確認書類の照合を十分に行うなど、教育訓練の実施状況を十分に確認することが肝要である。

- (エ) 同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料されるもの

緊急雇用安定助成金の制度が創設されたことにより、雇用保険被保険者が休業を利用して副業等を行う場合に、副業先での休業についても緊急雇用安定助成金の対象となるという同制度の仕組みを利用して、同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料される事態が見受けられた。同省においては、同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うような事態への対応方策を検討することが肝要である。

図表 (エ)の事態についての模式図



(注) 本図表は、上記の事態を反映して模式化したものであり、金額、数値等については実際とは異なる。

- (4) 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法に関する問題

3年4月に、運輸業を営む事業主において、雇用調整助成金の支給を受けた額が休業手当の支払額を上回っている状況が見受けられるなどの報道がなされた。そこで、報道内容を踏まえるなどして、コロナ特例の下で支給された雇用調整助成金について、支給額算定の基礎となる休業手当相当額が事業主が支払った休業手当の日額単価を超えることなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を超える場合が生じていないかなどに着眼して、8労働局管内の運輸業を営む67事業主に係る支給申請書類及び添付書類について、8労働局から提出を受けるなどして検査した。検査したところ、37事業主において、これらの事業主が支給を受けた雇用調整助成金の額(計40億4802万円)は、休業手当の支払額(計28億4872万円)を上回っていた(超過額計11億9929万円)。そこで、これらの37事業主に関して、休業手当相当額の算定方法をみるなどしたところ、いずれの事業主においても、休業手当相当額(休業手当相当額に助成率を乗じた額が日額上限額15,000円を超える場合は15,000円)は休業手当の日額単価を超えていて、その超過率は12.8%から94.



3%までとなっていた。そして、コロナ特例により、これらの休業手当相当額に乗ずる助成率は、3/4から10/10までとなっていたことなどから、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が生じていたと認められる。現行の休業手当相当額の算定方法が導入されたことには相応の理由があり、事業主は、定められた方法に基づいて休業手当相当額の算定を行っているものの、コロナ特例により、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が現に生じていて、当該上回る部分については休業手当の支払額に対する助成としての役割に沿ったものとなっていないと認められる。同省においては、このような事態が極力生ずることのないよう、雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討することが肝要である。

(5) 雇用調整助成金及び休業支援金の支給に伴う労働保険特別会計<sup>(注3)</sup>や一般会計への影響等

雇用調整助成金及び休業支援金の支給を含む雇用保険二事業<sup>(注3)</sup>は、労働保険特別会計の雇用勘定で経理されている。各年度の雇用勘定の決算において、雇用保険二事業に係る保険料収入等の歳入額から雇用保険二事業に係る歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち雇用安定事業費に充てるために必要な金額を雇用安定資金に組み入れることとなっている。一方、雇用保険二事業に係る保険料収入等の歳入額から雇用保険二事業に係る歳出額を控除して不足がある場合には、雇用安定資金から補足することとなっている。

雇用安定資金の年度末残高の推移をみると、元年度末で1兆3890億円となっていたが、2年度における雇用調整助成金及び休業支援金の支給に対応したことにより、同年度末の残高は866億円まで減少していた。また、雇用安定資金の残高が減少したことに対応し、安定的な雇用保険二事業の財政運営を確保するために、2年度中に雇用保険二事業の財源として、失業等給付費に充てるための積立金から1兆0697億円の借入れが行われていた。一方、借入先の積立金の年度末残高の推移をみると2年度末の残高は2兆1422億円まで減少していた。また、3年度末においては更なる減少が見込まれている。そして、2年度の決算の結果、雇用保険二事業において4120億円の不足額が生じており、3年度中に雇用安定資金から2年度末の全額である866億円、積立金から3254億円がそれぞれ補足されることとなっている。コロナ特例に係る雇用調整助成金及び休業支援金において、従前の上限額である1日当たり8,370円(2年7月末までは8,330円)を超える部分の財源については、臨時特例法等により、大企業については当該額の範囲内の部分と同様に労働保険特別会計により負担する一方、中小企業については一般会計により負担することとなった。そこで、一般会計による負担の状況を見ると、2年度に一般会計から労働保険特別会計に1兆0762億1803万円が概算で繰り入れられており、2年度の決算の結果、6918億5644万円が一般会計による負担となっていた。また、緊急雇用安定助成金及び休業給付金については全額一般会計により負担することとなっており、それぞれ2106億7243万円及び588億5607万円が支出されていた。このように、計9613億8496万円が一般会計による負担となっていた。

(注3) 雇用保険二事業 雇用保険は、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができることとなっており、雇用安定事業と能力開発事業とを合わせて「雇用保険二事業」という。

4 本院の所見

同省において、雇用調整助成金等の支給等に関して、次の点に留意することが肝要である。

- ア 将来的に同種の状況が生ずる可能性に備えて、今回の施策に関する知見を得ておくことが重要であることから、今後、雇用調整助成金等の支給申請に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録を実施する場合には、費用や期間等を勘案の上、適切に計画を立案して実施すること
- イ 今後、雇用調整助成金等の支給について、その妥当性等の確認を実施するに当たり、次のとおり検討するなどすること
  - (ア) 今回の本院の検査で見受けられた不正受給等の事態を解明する過程で得られた知識や経験を労働局間で共有するなどして、事後確認に活用する方策について検討すること
  - (イ) 二重申請に対して二重に支給を行っていた事態が発生している状況を認識した上で事後確認

を行うこと

- (ウ) 教育訓練について、自宅等で行う学習形態が取り入れられたことを踏まえて、事後確認の一環として、支給申請の内容と確認書類との照合等を行って実施状況を十分に確認すること
  - ウ 同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたものと思料される事態が見受けられたことから、このような事態への対応方策について検討すること
  - エ 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法については、休業手当相当額の算定方法を改めることなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう、雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討すること
- 本院としては、今後とも雇用調整助成金等の支給等について、引き続き注視していくこととする。